

税のしおり

四月一日より導入される 消費税の基本的仕組み

このたび、新たに消費税法が創設され、四月一日以降の取引（商品の販売やサービスの提供など）に対して3%（普通自動車は6%）の税率で消費税が課税されることになりました。そこで、皆様方に消費税について理解していただくため、その基本的仕組みについて簡単に説明します。

税金分は

価格に上乗せ

消費税を一口でいいますと「消費税は、物品、サービスの売上げにかかり、税金分は価格に上



乗せられ、最終的には消費者が負担する税である」といえます。税務署への納税は、製造、卸小売、サービス等の各事業者の方に行っていただきますが、生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないような仕組みがとられています。

中小事業者の方には、納税の事務負担が軽くなるように、いくつかの工夫がなされています。

納税義務者は

個人事業者と法人

消費税の納税義務者は、事業者（個人事業者及び法人）です。ただし、前々年（個人事業者の場合）又は前々事業年度（法人の場合）の課税売上げが3千

万円以下の事業者の方は、消費税を納める必要はありません。しかし、これらの方でも選択により納税義務者となることができます。

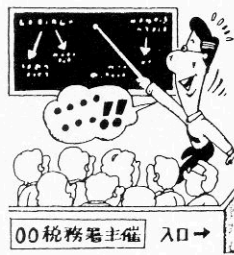
中小事業者は

納税事務負担を軽減

中小事業者の方の納税の事務負担が軽くなるように、前々年又は前々事業年度の年間課税売

上げが5億円以下の事業者の方は、課税売上げのみから納付税額を計算できる仕組み（簡易課税制度）が選択できます。また、その年の年間課税売上げが6千万円未満の事業者の方には、免税事業者とのバランスを考慮し、納付税額の一部が免除される限界控除制度の適用があります。

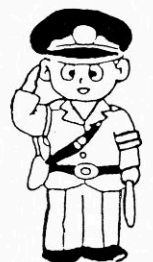
消費税説明会



『消費税地域別説明会』を開催

- 日時
3月22日（水）14時～16時
- 場所
日置農村環境改善センター

お知らせ



運転免許証の 更新手続きについて

運転免許証の更新（切替）は、有効期間の満了する誕生日の1ヶ月前から手続きができます。更新手続きに必要なものは、免許証、写真一枚（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル）及び手数料です。このたび元号が変わりましたが、有効期間を間違えないよう注意してください。

- 有効期間が昭和の元号になっている方は
- 昭和六十四年の誕生日まで有効
⇓ 平成元年の誕生日まで有効
 - 昭和六十五年の誕生日まで有効
⇓ 平成二年の誕生日まで有効
 - 昭和六十六年の誕生日まで有効
⇓ 平成三年の誕生日まで有効
 - 昭和六十七年の誕生日まで有効
⇓ 平成四年の誕生日まで有効
- と読み替えて更新手続きをしてください。

お問い合わせは、長門警察署
☎〇八三七二〇一一〇（へ